

◎新潟県告示第1047号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年10月2日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新関水原停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
阿賀野市堀越字百津1519番1から 同市緑町1181番11まで	新	(A) 9.0～24.4メートル	504.0メートル
		(B) 10.4～25.4メートル	504.8メートル
	旧	9.0～24.4メートル	504.0メートル

備考 上記（A）及び（B）は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。